

中城湾港（泡瀬地区）公有水面埋立事業に関する質問書に対する回答

「回答：＊」については、国と同回答であります。

1. 沖縄県における東部海浜開発事業の位置付けを教えてください。

回答：（資料1）

多くの上位・関連計画において、泡瀬地区の整備については、国際交流リゾート拠点及び海洋性レクリエーション活動拠点の形成を基本方針として位置付けられています。

「第3次沖縄振興開発計画」を継承する、沖縄振興特別措置法に基づいて策定された「沖縄振興計画」（平成14年7月）では、中部圏域の課題として、特色ある地域づくり、産業の振興、雇用機会の創出などに努める必要があるとしています。その中で、産業振興策として、東部海浜開発を促進し、海洋性レクリエーション機能を導入することにより、海に開かれた国際交流リゾート拠点等の形成を図るとしています。

また、平成17年3月に策定した「第2次沖縄県観光振興計画」においても、引き続き「中城湾港泡瀬地区においては、環境保全に配慮しつつ、緑地護岸、人工海浜、マリナー等の整備を推進し、海洋性リゾート拠点の整備を図る。」と位置付けているところであります。

2. 泡瀬地区公有水面埋立事業について教えてください。

(1) 工事について教えてください。

- ① 新港地区の埋立は航路の浚渫土砂を使わずに、残土や購入土砂を使用したと聞いています。その理由を教えてください。

回答：＊

- ② 出来上がった人工島についての工作物（護岸・堤防・岸壁等）の考え方について教えてください。（地震や津波、高潮等への配慮）

回答：＊

- ③ 泡瀬地区公有水面埋立事業のスケジュールを教えてください。

回答：（資料2）

県は、平成17年度から人工ビーチ護岸の海上工事へ着手し、国の第I区域の埋立事業に併行して平成24年度に完成予定です。

(2) 土地の処分について教えてください。

- ① 沖縄県と沖縄市が結んだ協定書の第4条について、沖縄市からは土地の購入については土地利用の目処がついてから、県から土地を購入すると聞いています。同協定書の第4条について詳しく教えてください。

回答：（資料3-1、3-2）

土地処分については、市が土地需要を見込んだ段階で県と譲渡について協議し、それを受けて県が土地所有者である国から需要分の土地を譲渡され、その土地を市が（県から）購入することとなっています。

(3) 人工ビーチについて現在の進捗状況と概要を教えてください。

回答：(資料4)

東海岸屈指となる800mのロングビーチとして、生物生息ゾーンと人間の利用ゾーンに区別します。平成18年度で護岸が約700m完成し、平成19年度以降は護岸の残り100mと突堤(東)・(西)及び海浜緑地を整備し、平成24年度の完成を目指します。

(4) 沖縄市が埋立の計画変更及び中止を求めた場合、どういう対応が予測できますか？

回答：*

(5) 環境保全対策について教えてください。

① 計画アセスと事業アセスの手続きについて教えてください。

回答：(資料5)

○計画アセス(港湾計画アセスメント)について

環境影響評価法(以下、「法」という。)及び沖縄県環境影響評価条例(以下、「条例」という。)における港湾計画に係る手続きについては、重要港湾の港湾管理者は、港湾計画の決定又は変更のうち、規模の大きい埋立て(法：300ha以上、条例：150ha以上)などに該当する内容のものを行おうとする場合には、環境影響評価(いわゆる港湾計画アセスメント)の手続きを行わなければならないとされており、当該環境影響評価は事業についての環境影響評価ではなく、計画についての環境影響評価となります。

中城湾港(泡瀬地区)埋立事業(以下、「当該事業」という。)は、平成7年に港湾計画に位置づけられていますが、平成7年当時は法及び条例が施行されていないことから、法及び条例における港湾計画アセスメントの対象とはなっておりません。

しかしながら、平成7年10月には中城湾港(泡瀬地区)港湾環境計画を策定しており、平成7年11月の港湾計画においては、環境現況調査及び環境影響の予測・評価が行われております。

○事業アセス(埋立事業)について

当該事業は環境影響評価の対象事業であることから、法施行前においては「運輸省所管の大規模事業に係る環境影響評価実施要領」及び「沖縄県環境影響評価規定」に基づき手続きが行われ、法全面施行後は法に基づき適正に行われております。

② 環境についてどのような配慮を行なっていますか？

回答：*

③ 事業によって生み出される人工干潟は、喪失する干潟の面積と比較すると、とても小さい気がするのですが、既存の干潟が担っている役割のどれだけを担っているのですか？

回答：(資料6)

埋立区域を既存の海岸線から約200m沖合に出した人工島形式とし、干潟や海草藻場、サンゴ等の自然環境への影響を極力抑えるよう計画しておりますが、埋立工事の実施により、干潟域の一部(約49ha)がやむを得ず消失することから、人工干潟(約8ha)を創造し、干潟生物の生息環境を創出することとしています。

なお、人工干潟の整備は、主にトカゲハゼ及びクビレミドロに対する環境保全措置として実施されるものです。

④ 比屋根湿地も含めて周辺環境整備の具体的な内容を教えてください。

回答：(資料 7-1、7-2)

比屋根湿地内の陸地化している北側部について、堆積土砂を浚渫して浄化池を整備することにより、降雨時に陸域から流出する汚濁物質を比屋根湿地内で一時貯留し、海域に流出する汚濁負荷量の削減を目指します。

泡瀬地区海岸（泡瀬3丁目前海岸）について、直立消波護岸を緩傾斜石積護岸に改善することにより、陸域と海域の連続性を確保し、動植物の生育・生息環境への配慮や人々が干潟にアクセスしやすい海岸整備を検討しています。

県と沖縄市は、平成19年度に「比屋根湿地・泡瀬地区海岸環境改善推進協議会（仮称）」を設置し、平成27年度を目途に公共下水道接続の啓発や比屋根湿地の浄化対策等を推進していきます。

(6) 県包括外部監査人からの報告書にこの事業についての指摘があったと聞いていますが、その報告の内容について教えてください。

回答：

県包括外部監査結果報告書（平成17年3月）によると、

- (1) 現計画における「海洋性レクリエーション拠点」「国際交流リゾート拠点」形成の根拠が明確でなく、また需要予測が甘いと判断せざるを得ない。また、事業計画も未だ抽象的であり、このような状況で約491億円の事業費を投ずべきか引き続いて検討する必要がある、場合によっては事業内容の抜本的な変更や見直しも必要であると考え。
- (2) 泡瀬マリンシティは、本格的な事業開始には至っていないが、事業費の財源として起債を行うことから、今後の処分状況如何によっては、新港地区、西原・与那原マリントウンと同様の厳しい財務状況に向かう可能性が十分想定されることから、コスト意識を持った財務分析と情報開示を十分に行う必要がある。

との報告内容になっております。

これに対して、県は平成18年5月16日付けの公報で、「本事業を促進することにより、新港地区のFTZを支援する東ふ頭の航路・泊地の浚渫土砂を受け入れることで、泡瀬地区の土地造成に係る経費を圧縮できることから安価な土地を供給できるものであり、さらに、航路・泊地の供用により、FTZへの企業の誘致も進むものと考えています。」との見解を公表しています。

3. 新港地区について教えてください。

- (1) 新港地区の概要を教えてください。(目的、経緯、現在の土地利用の状況、FTZ区域の土地利用の状況、今後の見通し等)

回答：

1 目的

- (1) 平成2年8月に改訂された港湾計画において、那覇港との適切な機能分担を図りつつ、新港地区において外内貿公共ふ頭の整備を引き続き進めること、併せて新港地区への企業の移転再配置及び新規企業立地のための工業用地の確保を図るものとされています。

2 経緯

- (1) 平成2年2月1次埋立地の分譲を開始、それ以後平成9年3月2次埋立地（一般工業用地）、平成11年3月の地域指定を経て同年8月2次埋立地（特別自由貿易地域）、平成15年4月3次埋立地（特別自由貿易地域）の分譲が開始されました。
- (2) そのうち、特別自由貿易地域については、那覇自由貿易地域における課題を踏まえ、工業用地を整備するとともに、企業誘致のインセンティブを高めた（所得控除制度の導入）ことにより、港湾活用型の製造業等の中核的な企業の立地を目指すエリアとしています。

3 現状

- (1) 新港地区全体（最終公募面積 192ha）では、一部整備中を除き、これまで公募された165.8ha中、111ha（66.9%）が分譲済みとなっています。
- (2) 1次埋立及び2次埋立（一般工業用地：102.6ha）については、県内企業の移転再配置を図っており、これまで、94社、94.8ha（92.4%）が分譲済みとなっています。
- (3) 特別自由貿易地域（最終公募面積 89.4ha）は、平成11年8月（2次埋立）、平成15年4月（3次埋立）の分譲開始以来、一部整備中を除く公募面積約52.2haを分母に、分譲済み面積1.9haと買取条件付賃貸用地4.3haを合算して算定した場合の分譲率は、約11.9%となっています。平成17年度7社、平成18年度に5社の企業が立地し、合計22社が立地するなど賃貸工場を中心に一定の成果を上げています。

現在、立地している企業22社中、県外・国外に移・輸出している企業においては、那覇港及び那覇空港を活用しているところであります。

4 特別自由貿易地域の課題

これまで長期に亘る日本経済の停滞の中、企業の設備投資が手控えられてきたほか、離島県であるが故に物流コストが割高であること、関連産業の集積が低いこと、用地価格が割高であること等の理由から、特別自由貿易地域への企業誘致は厳しい状況にあります。

5 特別自由貿易地域のビジョン

- (1) 企業の設備投資の増加傾向が続く中で、これまでのオンリーワンの技術力を持つ高付加価値型の企業等の誘致に加え、特別自由貿易地域の企業集積のけん引的役割を担う中核的企業の誘致を図ることとしています。これに先行して、本県の高度なIT基盤を活用できる設計・デザイン部門等の産業高度化地域等への誘致を通じ、大手製造業等の誘致に展開していきます。
- (2) 今後、分譲用地の割引制度の導入を含めた特自貿制度の有効な活用方法を検討します。

(2) 新港地区にある特別自由貿易地域と那覇地区にある自由貿易地域との違いを教えてください。

回答：

- (1) 特別自由貿易地域は大型の流通港湾に隣接しており、主として港湾活用型の自由貿易地域として、工業用地を確保することによるスケールメリットを生かした中核的企業の立地を目指したものであり、那覇自貿地域は、空港に近接している空港活用型の自由貿易地域と位置づけられています。
- (2) 特別自由貿易地域では、広大な工業用地を確保したことと、税制優遇措置における法人税の所得控除制度を導入し、より企業誘致のインセンティブをたかめたものとなっています。
- (3) なお、自由貿易地域における入居状況は、貿易支援企業も含め97.8%（平成19年5月末現在）です。

- (3) **新港地区は泡瀬地区と同じ中城湾港にあり、同じ出島方式をとっており、既存陸域と人工島の間に水路があります。その水路部の水質や土壌の埋立前と埋立後の変化を教えてください。**

回答：(資料 8)

水路部の水質調査結果については経年変化の分かるデータとして、平成4年度以降のものがあります。なお、水路部の底質調査は実施されていません。

4. その他

- (1) **新港地区内にある自然型護岸は人が近づかないようなところにあるが、その理由は？**

回答：

自然型護岸は、景観、親水性への配慮だけでなく、生物の生息環境に対する配慮もその目的としています。このため、人が近づかない場所においても、整備されている所があります。

- (2) **新港地区内にある自然型護岸の効果を教えてください。**

回答：

自然型護岸は、通常の護岸に比べ、生物の生息環境、景観、親水性などに優れていると考えます。

- (3) **公有水面埋立法を一般市民に分かり易く説明するための試みや努力はしていますか？**

回答：

公有水面埋立法に限り、その内容を分かりやすく説明するための試み等は特に行っておりませんが、公有水面埋立法に基づく埋立免許等の出願があった場合には、県の広報にて出願の概要や意見書の提出方法などについて告示しております。